

別紙1

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令	改正府令
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間連結財務諸表規則
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期連結財務諸表規則
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	連結財務諸表規則ガイドライン
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	連結財務諸表規則	
	▼第1条第3項	
1	連結財務諸表規則第1条第3項の改正により、「企業会計基準委員会の公表した各会計基準の取扱いについて」の事務ガイドラインはすべて廃止されるという理解でよいか。	平成21年6月30日までに企業会計基準委員会が公表した企業会計の基準については、同年12月11日に公布された金融庁告示第69号及び第70号において、一般に公正妥当な企業会計の基準とされました。これに伴い、これまでに公表してきた事務ガイドラインについては、同日付けで廃止しました。
	▼第1条の2第1号ロ、ハ	
2	第1号ロ、ハともに、会計帳簿の作成ではなく、財務諸表の作成に関する要件だが、財務諸表は決算の過程で作成するものなので、ロとハの要件は、決算期（四半期、中間を含めて）に整っていれば足りるか。それとも、専ら、内部統制と同じように、事業年度を通じて継続的に満たすべきものと考えているか。	必ずしも事業年度を通じて継続して「特段の取組み」や「体制を整備」していなければならないということではありませんが、これらの「特段の取組み」等を行うことにより、連結財務諸表の適正性が確保されることが必要です。 また、これらについては内部統制ではありません。
3	IFRSに関する十分な知識を有する役員または使用人を置いていることを示す具体的な方法について、例示等で明らかにいただきたい。	指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いていることについて、開示府令の規定により有価証券報告書に記載することが求められますが、例えば、研修の受講等を通じて、指定国際会計基準に関する十分な知識を有していることが確認できるような内容を記載することが考えられます。
4	IFRSに精通した役職員の具備は容易で	指定国際会計基準に精通した役職員の出向

	<p>はないと思われる。継続的に行われることを条件に、会計事務所からの出向により人員を補強することも可能だと思うが、どうか（一時的な「使用人」でも足りると考えている）。</p>	<p>や一時的な雇用により、連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備が図られれば、その旨の記載で足りる。</p> <p>なお、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人の育成に当たり、財務会計基準機構が行う研修や自習、社内検討等を通じて、体制整備をしていくことも考えられます。</p>
▼第1条の2第1号ニ(1)、(2)		
5	<p>連結財務諸表規則第1条の2第1号ニ(1)又は(2)の要件（もしくは同様の他の規則案の規定の要件）を満たすことによって、指定国際会計基準により連結財務諸表などを作成した場合には、現行の連結財務諸表規則95条の規定と同様に、日本語をもって記載しなければならない旨を規定すべき。</p>	<p>特定会社が指定国際会計基準により連結財務諸表を作成できる旨の規定は、米国式連結財務諸表の提出を認めた改正前の連結財務諸表規則第93条の規定と異なり、外国における開示書類を金融商品取引法の規定による開示書類として提出することを認める規定ではありません。</p> <p>したがって、指定国際会計基準による連結財務諸表は当然に日本語により作成されなければならないため、日本語によるべき旨の規定はしていません。</p>
6	<p>開示すべき「企業内容等に関する書類」はアニュアルレポート等をいうと思うが、端的に（連結）財務諸表としないのはなぜか。IFRSの財務諸表が海外版のIFRSで作成され、開示されていれば足りるのであり、アニュアルレポートとして開示することまで必要があるのか（海外の証券法や証券取引所のルールが、（連結）財務諸表のみ提出することを求めている場合もあるかもしれない、中間や四半期にあっては、その可能性が高いように推測している。財務諸表等規則第127条のように「財務諸表」の開示で判断しない理由は何か。）</p>	<p>諸外国においては、多様な開示制度が考えられること、また、法令等に基づいて制度として開示していることを求めていることから、広く企業内容等に関する書類と規定しています。</p>
7	<p>連結財務諸表規則第1条の2第1号ニ(1)及び(2)でいう国際会計基準は、金融庁告示案2条によれば、IASBが公表した裸のIFRSを表すので、各国で採否・修正選択をしてローカライズされたIFRSではないと思う。いわば、「指定国際会計基準」を各国が持っているものであり、このニ(1)及び(2)で参照すべきIFRSは、いわば諸外国版・指定国際会計基準にすべきではないか。</p>	<p>特定会社が外国の法令等に基づいて企業内容等に関する書類を開示する場合には、国際会計基準審議会が公表した国際会計基準に従う必要があります。</p> <p>なお、各国における国際会計基準自体の受入れ（アドプション）については、法制度等の違いにより様々な方法がある模様ですが、受入れ方法の違いに関わらず、当該国や取引所において採用される基準の内容が国際会計基準に合致していることが必要です。</p>
8	<p>開示要件は、いつの時点で充足すればよいのか。例えば、2010年3月決算会社が初めてロンドンでIFRS財務諸表を提出する場合、当該決算時点では要件を充足していないが、日本で有価証券報告書を提出する時点では充足していると思われ、それで足りると考えてよいか。また、仮に海外のアニュアルレポート等の提出日の方が遅い場合、海外で2010年3月期IF</p>	<p>特定会社が指定国際会計基準による連結財務諸表を初めて作成する場合において、当該特定会社やその子会社等が外国の法令等に基づき、当該連結財務諸表に相当する期間に係る企業内容等に関する書類を開示することが確実に見込まれる場合には、連結財務諸表規則第1条の2第1号ニ(1)及び(2)の要件を満たすと考えられます。この旨を、連結財務諸表規則が</p>

	RS財務諸表が実際に提出・開示されるまで、日本では当該期間のIFRS財務諸表が提出できないのか。	イドライン1の2-1に規定しています。
▼第1条の2第1号ニ(3)		
9	親会社又はその他の関係会社が外国に連結子会社を有することが要件とされているが、当該連結子会社が海外公開資本市場でIFRSを投資家に開示していることまで要求すべきではないか。したがって、二の柱書に、資本金20億円以上の連結子会社を加えて、(3)を削除してはどうか。 なお、資本金の金額は、払込資本(日本でいう資本金+資本準備金)で足りることをガイドラインで明示していただけないか。	本規定は、国際的な財務活動を行っている(連結財務諸表規則第1条の2第1号ニ(1)及び(2))という観点だけではなく、国際的な事業活動を行っているという観点から、指定国際会計基準の任意適用の対象会社を定めたもので、国際会計基準に従って企業内容等に関する書類を開示していることまでは要求していません。 また、払込資本ではなく、資本金の額で判定することとしています。
▼第93条		
(1) 指定国際会計基準の定義		
10	「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(平成21年6月30日)において、「任意適用に関しては、基本的にはIASBが作成したIFRSをそのまま適用することが考えられる」とされている。この基本的な考え方は、金融庁告示案別表二に、現時点で公表されているIFRS及びIASがすべて含まれていることにより反映されているものと考えて問題がないか、確認したい。	指定国際会計基準は、国際会計基準のうち、連結財務諸表規則ガイドライン93に定める手続を経て、金融庁長官が告示で指定したものとされています。 平成21年12月11日に公表された金融庁告示第69号においては、本告示案がパブリックコメントに付された時点である平成21年6月30日までに公表された国際会計基準を指定しており、同日後に公表された国際会計基準については、同ガイドラインに定められた手続を経て、今後、指定するかどうかの判断が行われることとなります。
11	IAS第1号において、IFRSの定義には、IFRICとSICも含まれているため、金融庁長官が定める企業会計の基準として、金融庁告示案に掲げられたIFRS及びIASに加えて、IFRIC及びSICの記載が必要である。	平成21年12月11日に公表された金融庁告示第69号において、指定国際会計基準は、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)又は解釈指針委員会(SIC)が作成した解釈指針を含むものとし、連結財務諸表規則のガイドラインにおいて解釈指針を記載しています。
12	指定国際会計基準として、国際会計基準審議会(IASB)が作成及び公表した会計基準が金融庁告示案別表2により限定列挙されているが、国際会計基準第8号第5項で定義されている、国際財務報告基準(IFRS)の範囲と異なっている。両者の整合性を図る必要があるのではないか。あるいは、あえて異なるものとした理由をうかがいたい。	
13	IASBが作成したIFRSのすべて(該当する決算期について発効しているもの)が、指定国際会計基準となっている状況においては、連結財務諸表(及び財務諸表)の作成方法の基礎や監査報告書での準拠した会計基準に関する記載は、「国際財務報告基準に準拠して」と記載するということがよいか。IFRSを指す	連結財務諸表規則や開示府令等においては、国際会計基準審議会の名において公表されたIFRSとIAS(解釈指針を含む。)を合わせて、国際会計基準又は指定国際会計基準という用語を使用しています。

	日本語を統一すべきであり、企業会計基準委員会で使用している文言を用い、「国際財務報告基準」とする必要がある。	
(2) 提出書類について		
14	指定国際会計基準を適用した場合の「提出書類のイメージ」について、「2011年3月期」年度末の提出書類イメージの記載がないものがあるが、すべての場合においてこれを加えていただきたい。	ご指摘を踏まえ、「提出書類のイメージ」(別紙20)については修正しました。改正府令と併せて参照してください。
(3) その他		
15	「連結先行」で対応する方針は理解できるが、既にIFRSを導入、または導入予定の国と同様の水準まで個別財務諸表の開示の簡素化もしくは省略を並行して検討願いたい。	個別財務諸表の開示のあり方については、必要に応じて検討します。
16	「金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」と、「金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き」が削除されたのはなぜか。金融庁告示において指定されるということであれば、財務諸表等規則第127条及び開示府令第17条の2も改正し、同様に金融庁告示を行うべき。	改正連結財務諸表規則第93条の規定は、一定の要件を満たした国内会社に指定国際会計基準による連結財務諸表の作成を認める規定であり、外国会社の財務書類の作成基準に関して定めている財務諸表規則第127条の規定とは異なりますが、両者ともに一定の手続等を経て、金融商品取引法上の財務書類として認められるものです。
開示府令		
▼第二号様式(25) 主要な経営指標等の推移		
17	IFRS適用会社の「主要な経営指標等の推移」については、連結財務諸表と平仄を合わせて最近2連結会計年度の開示とするか、当該指標等の推移における遡及処理の取扱いについて、「経理の状況」と平仄を合わせる等していただきたい。	「主要な経営指標等の推移」については、その連結会計年度に係る連結財務諸表に基づいて記載することになります。したがって、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した連結会計年度については、指定国際会計基準による連結財務諸表に基づいて、これらの経営指標等に相当する指標等を記載することになるため、指定国際会計基準適用前の連結会計年度に遡及する必要はありません。
18	最近5連結会計年度の推移記載が求められているが、IFRS早期適用をした場合、開示が必要な当期、前期のみをIFRSによるものとし、それ以前は日本基準や米国基準など、それまで採用していた会計基準によるものとして良いのかを明確にして頂きたい。	したがって、2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合には、2009年3月期及び2010年3月期について指定国際会計基準による指標を記載することとなります。 この旨は、記載上の注意において明記しております。
▼第二号様式(30) 業績等の概要 c・d 等		
(1) 日本基準適用会社が指定国際会計基準に移行する場合		
① 連結会計年度における並行開示		
19	作成者に過大な負担を課すことになるため、日本基準による連結財務諸表の並行開示は、任意又は不要とするなど見直しをすべき。	指定国際会計基準適用会社の財務諸表を理解する上で、必要となる一定の連続性を確保する観点と作成者の並行開示に係る負担・コストの観点を考慮し、並行開示は、導入初年度における要約連結財務諸表の開示(前年度及び当年度財務諸表各1年分)に限定し、かつ、監査対象外とします。
② 連結会計年度における差異の記載		

20	<p>「日本基準との差異に関する注記」について、その記載内容をより明確にする必要があるのではないか。</p> <p>日本基準と I F R S とのコンバージェンスが進展している状況下で、差異の定量的な注記を継続的に求めていくことについて、定性的、抽象的な記載にとどめるなど、再度検討してはどうか。</p>	<p>日本基準との差異に関する記載については、定量的な記載としますが、ご指摘等を踏まえ、収益に関する項目等、日本基準による連結財務諸表の主要な項目と指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項の概算額による記載とします。</p> <p>また、有価証券報告書の【事業の状況】において記載することとし、監査対象外とします。</p>
21	<p>適用初年度当期の連結財務諸表については、注記情報の記載は求めず、簡便的な開示が望ましい。</p>	<p>なお、本改政府令により、本年6月30日にパブリックコメントに付した連結財務諸表規則案第94条第3号及び連結財務諸表規則ガイドライン案94-3を削除しています(中間連結財務諸表規則案第88条第3号及び四半期連結財務諸表規則案第94条第3号についても同様に削除しています)。</p>
22	<p>財務諸表利用者は I F R S に基づく財務諸表を2年分利用できるため従前基準を参照する意義は乏しいと考えられること、2011年までに日本基準と I F R S との差異に関する注記はもはやその意義を失うことになると考えられることから、当該注記については、少なくとも2012年以降は不要としていただきたい。</p>	<p>差異に関する事項については、日本基準を適用している会社の財務諸表との比較可能性等を考慮し、記載を求めることとします。</p>
23	<p>主要な相違点の定量的な記載に関しては、必ずしも「調整表」の作成が義務付けられているものではないことを確認したい。</p>	<p>指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目と日本基準による連結財務諸表のこれらに相当する項目との差異に関する事項の記載については、開示府令第二号様式記載上の注意(30)c・dに規定しています。記載される内容は様々であると考えられることから一律の記載形式を定めていませんが、投資家に分かりやすく記載することが求められます。</p>
③ 四半期連結会計年度における並行開示等		
24	<p>原則主義かつ相当量の開示を要求する I F R S の下での決算手続が我が国企業の実務に定着していない中で、期末日後45日以内に I F R S による四半期報告書を提出することは相当の実務負担が予想される。</p> <p>したがって、日本基準による四半期連結財務諸表の並行開示は、任意又は不要とするなど見直しをすべき。</p>	<p>作成者の負担・コストの観点や、米国 SEC のロードマップ(案)において、米国企業が I F R S を適用した場合には、四半期に係る米国基準による財務情報を求めていないこと等を考慮して、日本基準による四半期連結財務諸表や指定国際会計基準との差異に関する説明については、記載を求めないこととします。</p>
25	<p>当四半期の日本基準による四半期連結財務諸表については、例えば、基本連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュフロー計算書)、または、主要な連結経営指標といった簡便的な開示が望ましい。</p>	
④ その他		
26	<p>(第1四半期から指定国際会計基準を適用するケースについて)</p> <p>I F R S 1号で要求される開示と比べ過重となっていることから、I F R S による前々期の連結財務諸表、前々期期首の貸借対照表及び</p>	<p>第1四半期から指定国際会計基準を適用する場合においても、指定国際会計基準に従うことが必要です。</p> <p>したがって、指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の作成は必要ですが、ご指摘のと</p>

	日本基準による前々期の連結財務諸表について削除も含め、見直しを検討することが望ましい。	おり、前々期の期首財政状態計算書や前々期末の連結財務諸表の作成は不要です。(米国会計基準から指定国際会計基準に移行する場合も同様です。)
(2) 米国基準適用会社が指定国際会計基準に移行する場合		
① 連結会計年度における並行開示		
27	IFRS適用初年度において、当期の米国基準による連結財務諸表の開示要求及び「米国基準との調整開示」は、見直しを検討してはどうか。	指定国際会計基準適用会社の財務諸表を理解する上で、必要となる一定の連続性を確保する観点と作成者の並行開示に係る負担・コストの観点を考慮し、並行開示は、導入初年度における要約連結財務諸表の開示(前年度及び当年度財務諸表各1年分)に限定し、かつ、監査対象外とします。
② 連結会計年度における差異の記載		
28	「日本基準との差異に関する注記」について、その記載内容をより明確にする必要があるのではないか。 多くの米国基準適用会社は、すでに日本基準による連結財務諸表を作成しておらず、日本基準の連結財務諸表数値との調整開示は相当困難ではないか。このような状況下で差異の定量的、網羅的な注記を継続的に求めていくことの要否について、再度検討してはどうか。	米国基準適用会社が指定国際会計基準を適用した場合は、米国基準とIFRSとの差異に関する説明を求めないこととします。 これについては、今後、開示府令で定める様式の記載上の注意で明確にする予定です。 なお、日本基準と米国基準との差異に関する説明についても不要です。
③ 四半期連結会計年度における並行開示等		
29	米国基準による四半期連結財務諸表については、不要又は簡便な開示にとどめるなど、見直しをすべき。	作成者の負担・コストの観点や米国SECのロードマップ(案)において、米国基準の財務情報が求められていないこと等を考慮して、米国基準による四半期連結財務諸表や指定国際会計基準との差異に関する説明については、記載を求めないこととします。
④ 適用関係		
30	「2010年3月期までに連結財務諸表を米国基準によって提出している会社については、当分の間、引き続き提出を認める」とあるが、「当分の間」とは、どの程度の期間を目途としているのか。作成者側の準備の関係上、考慮しなければならない事項となるため、連結財務諸表規則において明示願いたい。	中間報告において、「IFRSの強制適用の判断時期は、2012年を目途とすることが考えられる」、「2012年に強制適用を判断する場合には、2015年又は2016年に適用開始」とされたことを踏まえ、「当分の間」について、期間を明確にしました。 すなわち、米国式連結財務諸表の提出は、2016年3月末まで(米国四半期連結財務諸表については、2015年12月末まで)としました。 これらについては、改政府令附則第2条第3項、第4条第3項、第6条第3項、改政府令第5条、第10条及び第11条に規定されています。
31	「2010年3月期までに連結財務諸表を米国基準によって提出している会社等については、当分の間、引き続き提出を認める」とあるが、米国で外国上場会社が米国基準での財務報告が認められる間(米国でIFRSが強制適用にならないケースを含む)は、この「当分の間」が継続することを要望する。	

⑤ その他		
32	<p>(日本基準との調整開示について)</p> <p>日本基準に基づく連結貸借対照表を作成する必要が発生し、相当な追加的な事務負担が生じる。</p> <p>また、日本基準とIFRSとの差異に関する過去データが存在せず、調整開示は事実上不可能。さらに、IFRS 1号に規定する「IFRSを採用する直前まで使用していたGAAPとの調整開示」に反しているため日本基準とIFRSとの調整開示は不要とすべき。</p>	<p>調整表についても、指定国際会計基準で求められているものの作成が必要となります。</p> <p>したがって、ご指摘のとおり、日本基準と指定国際会計基準との調整表ではなく、米国基準と指定国際会計基準との間の調整表が必要となります。</p>
▼第二号様式 (59) 経理の状況		
33	<p>IFRSによる連結財務諸表に日本基準による連結財務諸表を並行して開示することとしているのは、「経理の状況」のみであり、その他の「企業の状況」、「事業の状況」、「設備の状況」などを対象とせず、これらに関してはIFRSに準拠した数値に基づく記載のみでよいか確認したい。</p>	<p>指定国際会計基準による連結財務諸表に加えて開示する事項は、連結財務諸表における主要な項目についての差異に関する事項並びに適用初年度における要約連結財務諸表及び当該要約連結財務諸表作成のための会計方針の変更等についてであり、その他の情報については指定国際会計基準に準拠した数値に基づく記載のみでよいと考えられます。</p>
▼第二号様式 (59) 経理の状況 e		
34	<p>企業内容等開示府令ガイドラインで、連結財務諸表規則第1条の2第1号口の「連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み」の具体的な例示をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の「連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組み」については、第二号様式記載上の注意 (59) のeにより記載することとなり、この記載の具体例については、開示ガイドライン5-19-2において示しています。</p>
35	<p>「連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み」に係る記載については、従前の基準（日本基準及び米国基準）で連結財務諸表の作成を行う場合は対象外であることを明確にすべき。</p>	<p>「連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み」に係る記載については、適用する会計基準の如何にかかわらず、適正な連結財務諸表を作成するための取組み状況の開示を求めるものです。したがって、指定国際会計基準を任意適用するか否か、日本基準や米国基準にかかわらず記載する必要があると考えます。</p>
36	<p>「IFRS任意適用とは関係なく、内部統制報告書やコーポレート・ガバナンス記載事項とは別に、特段の取組み事項があれば記載すること」を意図していると思われるが、その意図を明示していただきたい。</p>	<p>内部統制報告制度の趣旨は、財務報告に係る上場会社の内部統制を強化し、ディスクロージャーの適正を確保することであり、また、有価証券報告書等において「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載を求める趣旨は、投資者の投資判断にとって重要な情報であると考えられる発行会社のコーポレート・ガバナンスの状況の開示を発行会社に求めることにより、投資者保護を図るとともに、発行会社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ろうとするものです。</p> <p>一方、「連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み」の記載を求める趣旨は、適正な連結財務諸表等を作成するための発行会社の姿勢を投資者に示すとともに、発行会社に対しより一層の努力を求めることにより、連</p>

		<p>結財務諸表等の適正性を確保することであり、ディスクロージャーの適正性の確保という点では、内部統制報告制度等と共通するものです。</p> <p>なお、「連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み」については、国際会計基準の任意適用とは関係なく、記載するものであると考えられます。</p>
▼第五号様式 (24) 経理の状況		
37	<p>半期報告書（第五号様式）には、IFRS適用初年度の取扱いが記載されていない。特定事業会社の第2四半期報告書の経理の状況は、半期報告書に準拠することとなっているが、特定事業会社の第2四半期報告書も、第1・第3四半期報告書と同様の取扱いとなると考えてよいか。</p>	<p>特定事業会社が第1四半期から指定国際会計基準を適用した場合の第2四半期報告書における連結財務諸表については、指定国際会計基準に従って記載することとなります。</p> <p>一方、特定事業会社の第2四半期報告書では単体の中間財務諸表の記載が求められているため、この中間財務諸表については、半期報告書に準拠して記載することとなります。</p> <p>（注）国際会計基準の早期適用は上場会社を対象とするものであることから、上場会社に提出義務のない半期報告書の様式（第五号様式）を改正する必要はありません。また、特定事業会社の第2四半期報告書（第四号の三様式）の「経理の状況」については、半期報告書（第五号様式）の「経理の状況」の記載上の注意に準じて記載することになっています。</p>
開示ガイドライン5-19-2		
38	<p>財務諸表作成者である企業は、「会計基準の変更等」に対応するのではなく、会計基準の内容そのものに的確に対応することが求められている。したがって、「変更等」という文言は削除するか修正してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、開示ガイドライン5-19-2を「会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備」に修正いたします。</p>
39	<p>社内組織の例示として「情報管理委員会」とあるが、この社内組織はどのレベルまでを想定しているのか。例えば、社内タスクフォースなど、特別な社内組織も記載対象となるのか確認したい。</p>	<p>指定国際会計基準による適正な財務諸表を作成するための社内規定、マニュアル、指針等の整備を行う社内組織には、常設されている情報管理委員会等の組織のほか、ご意見のような社内タスクフォースなど、特別な組織も対象になると考えており、その旨を開示ガイドライン5-19-2において明確にいたします。</p>
監査（又はレビュー）及び内部統制		
40	<p>適用初年度において公表するIFRSによる前期の連結財務諸表（又は四半期連結財務諸表）及び開始連結貸借対照表については、監査（四半期レビュー）の対象外であることを明記いただきたい。</p>	<p>開示される連結財務諸表又は四半期連結財務諸表（「連結財務諸表等」という。）について、監査又はレビュー（「監査等」という。）が行われないことは、投資家保護の観点から問題があること、また、適用初年度の前年度の日本基準による連結財務諸表等については、監査等が行われており、指定国際会計基準による連結財務諸表等について、監査等を求めたとしても負担</p>

		が限られると考えられることから、監査等の対象とします。
41	内部統制報告制度と本改正案との関係を明確にすることが必要であると考え。特に、本改正案において監査対象外とされている、従前のGAAP（日本基準又は米国基準）に基づいた連結財務諸表等の開示が内部統制報告制度（内部統制監査を含む。）の対象となるか否かについて、明確にすることが必要である。	<p>指定国際会計基準を適用した連結会計年度においては、指定国際会計基準による連結財務諸表等及び当該連結財務諸表等の表示等を用いた記載が内部統制の評価及び報告並びに内部統制監査の対象となります。</p> <p>したがって、日本基準又は米国基準による要約連結財務諸表は、これらの対象外となります。</p>